



# News 6月号 News 6月号

麻布M&amp;Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/市村 卓也

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

## ☆所得拡大促進税制の改組(中小企業者等)☆

平成30年度税制改正により、所得拡大促進税制が改組されました。この制度は、定期昇給やベースアップだけでなく賞与によって雇用者に対する給与等の支給額が一定の割合以上増加等すれば、税額控除が受けられます。

新制度における賃金要件は「継続雇用者給与等支給額(継続雇用者に対する給与等の”総額” )を基礎に判定することになります。

※ 継続雇用者とは、当期と前期の期間内の各月において給与等の支給を受けた国内雇用者(一般被保険者)のことです。

(注)当該法人の役員の特典関係者や使用人兼務役員は除かれます。なお、役員の特典関係者とは①役員の子供、②役員と事実上婚姻関係である者、③役員から生計の支援を受けているものと④上記②、③の者と生計を一にするこれらの者の親族をいいます。

### 改正概要

#### 適用期限

平成30年4月1日から平成33年3月31日の間に開始する各事業年度

#### 適用の要件

【要件①】雇用者給与等支給額が前年度を超えていること

※基準年度との比較要件は撤廃

【要件②】継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上増加していること

#### 税額控除

【通常】雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除

【上乗せ】一定の要件を満たす場合は25%の税額控除

#### ※上乗せ要件とは

要件②の増加率が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たすこと

- a 教育訓練費が前年度比10%以上増加
- b 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

(注)控除限度額は適用年度の法人税額の20%となります。

## ☆コラム(飯島のつぶやき)☆

### サービス付き高齢者向け住宅

先日、(株)パワーズアンリミテッドのご厚意により、サービス付き高齢者向け住宅(通称「サ高住」)を見学する事ができた。ちょうど36室あるうちの1室が空室になったため、今だったら部屋の中が見れるということでした。

今回お邪魔したのは、墨田区向島にある「リリィパワーズレジデンスすみだ向島」というところ。目の前に東京スカイツリーが見えるロケーション。

ここで、サ高住についての説明をしよう。高齢化が進み、高齢者の独居世帯や高齢者夫婦世帯が増加し、“終の棲家”をどこにするのか真剣に考える人が増えてきました。これまでは、「施設か自宅か」の二者択一でしたが、両方の長所を併せ持つ「サ高住」が注目されています。

その特徴は、

#### ①自分のペースでゆったり生活

通常の賃貸住宅と同じで自分の部屋。友達や家族とも楽しく過ごせる。起床も就寝も昼寝も、外出も全て自由。自分のペースで過ごせます。

#### ②入居者同士の交流も円滑

リクレーションの開催などを通じて入居者同士の交流の場がある。

#### ③いつも見守られているという安心感

24時間365日、スタッフが常駐。毎日の安否確認をはじめとする日常生活相談、夜間の緊急対応があり安心です。

医療については、近所のクリニックと提携しており、介護についても、在宅介護会社と提携しています。

また食事については、手作りの家庭料理が用意されています。

特に私が気に入ったのが「暮らしのサービス」。有料ではあるが、部屋の掃除、ベットメイク、洗濯、買い物代行、ベットの世話(この住宅はすべてペットとの同居が認められている)、電球の球替え、植物の手入れ、ゴミ出し、家電製品の操作など。ほんの些細なことって実は一人暮らしには結構困った問題だったんです。

60歳より入居可能。自分の老後が見えてきたぞ!

### 今月の一言

『今こそ、陽転思考を持とう!』

自分自身にふりかかったすべての出来事について、「……でよかった」と言えるように考えること。どんな嫌なことでも見方を変えればきっと見つかるはず。